

内閣顧問臨時設置法制外三件審査委員会

昭和十八年三月十日(水曜日)宮中東三ノ間本院控室ニ於テ開會

出席者

原 議長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員

石井顧問官

區 密 記

柳 密 記

榎  
密  
院

有馬顧問官

窪田顧問官

清水顧問官

南(弘)顧問官

奈良顧問官

松井顧問官

菅原顧問官

松浦顧問官

潮顧問官

林顧問官

深井顧問官

二上顧問官

眞野顧問官

大島顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

伊澤顧問官

泉二顧問官

閣席者

審査委員

區  
審  
院

機密  
院

三土顧問官  
池田顧問官

國務大臣

東條内閣總理大臣  
兼陸軍大臣

岸 商工大臣

説明員

森山法制局長官

入江法制局參事官

佐藤達夫法制局參事官

井手法制局參事官

長村法制局參事官

鈴木企畫院總裁

津田商工省金屬局長

吉田商工書記官

松田商工書記官

堀江書記官長

諸橋書記官

(午前十一時開會)

機密  
院

機密 附録

鈴木委員長開會ヲ宣シ先ヅ内閣顧問臨時設置  
制ヲ議題ニ供ス諸橋書記官議案ヲ朗讀ス  
東條内閣總理大臣ヨリ本案ニ關シ説明ヲ爲ス  
窪田委員ヨリ内閣顧問ノ職務及其ノ執行方法  
ニ關シ質問シタルニ對シ東條内閣總理大臣ヨ  
リ内閣顧問ハ制度上ハ各個々ニ依リ其ノ機能  
ヲ發揮セシムルモノナルモ時ニハ全員又ハ數  
人ニ依ル合議體トシテ活動セシメ得ベク其ノ  
職務ハ戰時行政職權特例ノ實效ヲ期スル爲戰  
時經濟ニ關スル顧問タルニ在ル旨ノ答辯アリ

清水委員ハ(一)内閣參議制度廢止ノ理由及(二)明  
治初年ニ設ケタル内閣顧問制度及今回ノ  
顧問ノ名稱ニ關シ質問シ(一)ニ對シテハ東條内  
閣總理大臣ヨリ内閣參議制度ハ支那事變發生  
後ノ政治狀勢ニ基キ設置セラレタルモノナル  
ガ各般ノ狀勢ノ一變セシ今日此ノ制度ヲ以テ  
シテハ最早大ナル政治的效果ヲ發揮スルコト  
能ハザルニ至リ又他方無任所大臣制度ノ設ケ  
ラレタル事情ヲモ考ヘ合セ今回之レヲ廢止ス  
ルヲ適當ト認メタル旨(二)ニ對シテハ森山法制

極密 附録

局長官ヨリ内閣顧問ハ明治六年ヨリ二十二年  
頃マデ存置セラレ太政官ノ補助機關トシテ運  
用セラレタルガ如何ナル實效ヲ擧ゲタルヤハ  
不明ナリ今回新設セントスルモノハ其ノ職務  
ノ實體ヨリ考ヘテ經濟顧問ト名付クルニ一策  
ナルガ民間ノ重鎮ヲ招致スル爲内閣顧問ト名  
付クルヲ適當ト考ヘタル旨ノ答辯アリ

南(弘)委員ハ現在支那事變ノミニ内閣參議ヲ必  
要トスル理由ナキモ政府當局ノ言ノ如ク大東  
亞戰爭ニ内閣顧問ヲ必要トスルトセバ寧口此

ノ際内閣參議ノ制度ヲ擴大シ大東亞戰爭ノ完  
遂及大東亞建設ノ完成ニ參セシムルコトヲ適當  
トセザルヤトノ質問ニ對シ東條内閣總理大臣ヨ  
リ大東亞戰爭ノ完遂及大東亞建設ノ完成ハ政  
府ノ責任ノ下ニ行フベキモノナリ内閣參議制  
ノ從來ノ運営ヨリ見テ之ヲ擴大スルコトハ内  
閣制度ト紛更セラルル虞アリ唯生産擴充ノ如  
ク専門的智識ヲ必要トスルモノハ之ヲ民間ニ  
求ムルヲ必要トシ仍テ今回ノ制度ヲ立案シタ  
ル旨答ヘ其ノ他同委員ヨリ内閣顧問制度ノ運

用戰時經濟協議會トノ關係ニ付質問シ之ニ對シ同大臣ヨリ答辯アリ  
菅原委員ヨリ内閣參議制度ハモツト速ニ之ヲ廢止スベキモノナリト思惟スルガ今日迄存續セシメタル理由ヲ問ヒ東條内閣總理大臣ヨリ内閣參議制度ノ如キ重要ナル制度ノ廢止ハ當該内閣ノ必要如何ニノミ因ルベキニ非ザルガ故ニ之ガ存廢ニ付テハ慎重ニ考慮シタルガ今回内閣顧問ノ新設ヲ機トシ之ヲ廢止スルコトトセル旨ノ答辯アリ

潮委員ヨリ戰時經濟協議會ノ幹事ハ職務ノ範圍及内閣書記官長等トノ權衡上ヨリ見テ陸海兩省軍務局長ヨリモ陸海軍次官ヲ適當トスルニ非ズヤトノ質問アリ之ニ對シ東條内閣總理大臣ヨリ戰時經濟運營ニハ統帥方面トノ連絡協議會ノ幹事タル軍務局長ヲ以テ充當スルヲ適當ト認ムル旨ノ答辯アリ  
林委員ヨリ内閣顧問ノ職務ノ權限ニ付質問シ之ニ對シ森山法制局長官ヨリ答辯アリ  
深井委員ヨリ内閣顧問ノ任用方針ニ上委員ヨ

カ各廳ノ顧問ノ待遇ニ差異アル所以内閣顧問  
ヲ親任待遇トスル理由及戰時經濟協議會ノ構  
成ニ付夫々質問シ東條内閣總理大臣及森山法  
制局長官ヨリ之ガ答辯アリ

大島委員ハ今回ノ内閣顧問制度設置ニ付賛成  
意見ヲ述ベ竹越委員ヨリ内閣顧問ヲ設置スル  
ヨリモ無任所大臣ヲ増員スル方可ナラズヤト  
問ヒ之ニ對シ東條内閣總理大臣ヨリ閣僚ヲ増  
員スルコトハ國政運営ニ支障ヲ來ス虞モアリ  
且目下必要トスルハ國政ノ一部ノ分野ニ於テ

參セシムル点ニ在ルヲ以テ本案ヲ立テタル旨  
ノ答辯アリ

伊澤委員ヨリ(一)精神方面ニ於ケル内閣顧問ヲ  
必要トセザルヤ(二)内閣顧問ノ名稱ハ歴史的ニ  
見テ地位ノ高キ名稱ナルヲ以テ内閣參議同様  
國務大臣ノ待遇トスルカ或ハ無待遇ト爲スベ  
キモノニ非ズヤ(三)本案ノ内閣顧問ノ名稱ヲ經  
濟顧問ト改ムル考ナキヤトノ質問ヲ爲シ之ニ  
對シ東條内閣總理大臣ヨリ(一)國政運用上ニ精  
神方面ヲ重視スルコトハ勿論ナルモ之ガ爲顧問

問制度ヲ必要トスルカハ別問題ニシテ只今ハ  
之ガ爲顧問ヲ設置スル考ナキ旨(二)事務執行上  
其ノ他ヨリ親任待遇ヲ適當ト認メタル旨(三名)  
稱ハ當初經濟顧問トスル豫定ナリシモ種々考  
慮ノ結果本案ノ如ク決定セル旨ノ夫々答辯ア  
リ  
次ニ金屬回收本部官制外ニ件ヲ議題ニ供ス  
岸商工大臣ヨリ本案三件ニ付説明アリ  
石井委員ヨリ回收官及回收官補ハ特別任用ニ  
依ル官吏ナルヲ以テ技師的ノモノナク思料スル

ガ從テ其ノ外ニ専門委員ノ如キモノヲ設クル  
ノ要ナキニ非ズヤトノ質問アリ之ニ對シ岸商  
工大臣ヨリ之ニ對スル答辯及將來ノ金屬回收  
ノ方針ニ付説明アリ  
窪田委員ハ金屬回收ノ實行方法ヲ難シ岸商工  
大臣ヨリ將來充分注意スベキ旨答へ清水委員  
ヨリ金屬回收本部長ト商工次官トノ關係ニ付  
南(弘)委員ヨリ回收セラルベキ金屬ノ種類ニ付  
質問シ森山法制局長官及岸商工大臣ヨリ夫々  
答辯アリ

菅原委員ヨリ家庭ヨリノ金屬回收ノ方法ニ付  
難詰シ及紡績ノ未働設備ノ回收ニ付質問シ潮  
委員ヨリ金屬回收本部ニ關スル豫算ニ付深井  
委員ヨリ紡績ノ原料獲得方法ニ付問ヒ之ニ對  
シ岸商工大臣ヨリ答辯アリ  
二上委員ヨリ金屬回收ニ付テハ國民ニ脅威ヲ  
與ヘザル様十二分ノ考慮ヲ拂ハレタキ旨希望  
シ更ニ金屬回收本部ノ職員ノ純増員數回收官  
中ノ有資格者數及専門委員ノ秘密漏減禁止ノ  
規定ニ付眞野委員ヨリ金屬ノ回收及塩ノ需給

ニ付大島委員ヨリ銅鐵ノ生産及回收計畫ニ付  
泉ニ委員ヨリ未働遊休設備ノ數量及金屬回收  
本部存續豫定期間ニ付夫々質問シ之ニ對シ岸  
商工大臣及森山法制局長官ヨリ答辯アリ  
右終テ鈴木委員長ハ質問終了ト認メ國務大臣  
及説明員、退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ノ協議ニ入り本案ノ四件ハ此ノ  
儘可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決  
シ審査報告書ノ作成ハ委員長ニ一任ス

仍テ鈴木委員長ハ閉會ヲ宣ス  
(午後五時閉會)

樺太廳官制改正ノ件外四件第一回審査委員會  
昭和十八年三月十六日(火曜日)本院事務  
所ニ於テ開會

出席者

原 議 長

鈴木副議長

審査委員長

清水顧問官

審査委員

機密  
機密  
機密